

建設現場における遠隔臨場の試行に関する取扱いについて

令和3年3月25日
宮崎県県土整備部

宮崎県県土整備部では、建設現場における遠隔臨場の試行について、「建設現場における遠隔臨場の試行要領」に基づき実施しますが、その運用について下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 試行にかかる費用の積算

試行にかかる費用については、最終の設計変更時に技術管理費に積上げ計上する。なお、管理費区分は「9：全ての間接費の対象にしない場合」で計上すること。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、下記の国税庁HPを参照

例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト：5年
ハブ、ルーター、リピーター、LANポート：10年

<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aioiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>

〈費用のイメージ〉

- ①撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ②撮影機器の設置費（移設費）
- ③通信費
- ④その他（ライセンス代、使用料等）

〈留意点〉

- ・従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。なお、費用の計上は、受注者から見積もりを徴収し、対応すること。
- ・受注者が汎用している既存のモバイル端末（スマートフォン、タブレット端末等）を用いて、無料のアプリケーションソフト等のみを利用して試行した場合には、通信費のみで、通常利用分と遠隔臨場利用分のすみ分けが困難であることから、費用計上の対象としない。ウェアラブルカメラ等（モバイル端末含む。）の機器を、遠隔臨場のために受注者が準備して試行した場合に、設計変更にて積上げ計上する。

2 試行の実施について

受注者は、工事契約後に遠隔臨場を実施するか否かを判断し、別添1を参考に工事打合簿により発注者と協議を行い、実施の可否を決定するものとする。

実施する場合は、工事打合簿に遠隔臨場の実施方法（使用する機器やアプリケーションソフト等）を記載又は資料を添付し、前項により費用を積上げ計上する必要があると判断される場合は、協議時点で想定される概算の見積も添付するものとする。

なお、費用を積上げ計上する必要がある場合は、発注者が別添2を参考に、監督員指示書により指示するものとする。

3 その他

受注者から提出される段階確認書等には、遠隔臨場をどの項目で実施したか分かるように、確認者の記入欄に、「臨場」、「机上」、「遠隔臨場」等区別して記入すること。

4 適用

令和3年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

なお、上記適用日以前の案件についても、受発注者協議により試行することができるものとする。